

令和6年度

ミドルライフプランセミナー資料

富山県市町村職員共済組合

目 次

年金給付

1	年金制度について	1
2	老齢厚生年金及び退職共済年金の支給について.....	5
3	受給開始後に年金が改定又は停止になるとき	14
4	老齢厚生年金以外の年金について	16
5	老齢厚生年金以外の年金を受けられるとき	18
6	年金の支給と税金等	19
7	退職等年金給付について	20
	参考 定年延長と共済制度適用	24
8	退職後の医療給付について	25

1 年金制度について

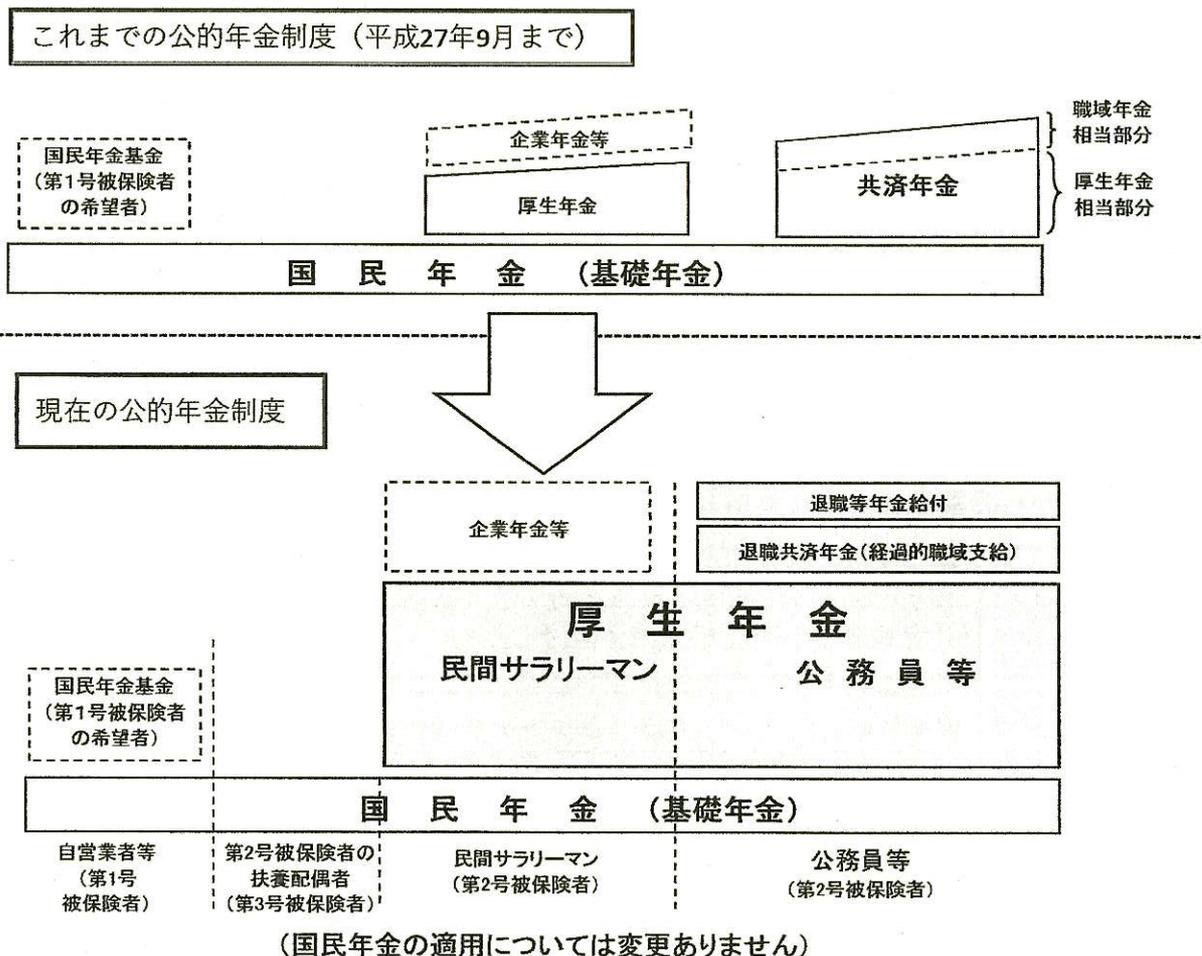
(1) 「公的年金制度」について

国民年金(基礎年金)制度は、昭和61年4月から全国民を対象としてスタートし、共済組合の組合員やその被扶養者である配偶者(被扶養配偶者＝第3号被保険者といいますが。)にも適用されましたが、その上乘せの年金となる被用者年金制度は、年金制度の安定性を高めるとともに、公務員、民間被用者等を通じ公平性を確保するため、平成27年10月から厚生年金と3つの共済年金に分かれていた各制度が厚生年金制度へ統一(一元化)されました。この法律改正により、これまで共済年金に加入していた地方公務員も民間被用者等と同様に厚生年金の被保険者となると共に、平成27年9月までの共済組合の組合員であった期間についても厚生年金の被保険者期間とみなされ、これらの期間に基づき厚生年金が裁定されることとなりました。

また、これに伴い共済年金の職域年金相当部分については廃止となり、新たに民間の企業年金に相当する給付として、「退職等年金給付」が設けられることとなりました。

なお、共済組合は厚生年金制度の実施機関のひとつとして、一元化後も引き続き地方公務員であった方に係る記録管理や年金給付の裁定・支給を行うこととされています。

(2) 「公的年金制度」のしくみ



(3) 給付の種類

厚生年金からの給付

老齢給付

老齢厚生年金	厚生年金の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間を含みます。)が1年以上で、かつ、公的年金制度加入期間が10年以上ある方が、65歳になったとき(昭和36年4月2日生まれ以降の一般組合員の場合)
--------	--

障害給付

障害厚生年金	一定の保険料納付要件を満たした方が被保険者期間中に初診日のある病気やケガにより、3級以上に該当する程度の障害の状態になったとき(保険料納付要件は16ページ参照)
--------	--

障害手当金	被保険者期間中(平成27年9月以前の共済組合の組合員であった期間を含みます。)に初診日のある病気やケガにより、軽度の障害が残ったとき
-------	--

遺族給付

遺族厚生年金	①被保険者期間中に死亡したとき(※) ②被保険者の資格を喪失した後に、被保険者期間中の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき(※) ③障害等級が1級又は2級の障害厚生(共済)年金の受給権者が死亡したとき ④受給資格期間25年以上の老齢厚生年金(退職共済年金)の受給権を有する方又は被保険者期間等が25年以上ある方が死亡したとき ※①及び②は、一定の保険料納付要件(17ページ参照)を満たす必要があります。
--------	--

国民年金からの給付(基礎年金)

老齢基礎年金	保険料納付済期間等が10年以上ある方が65歳になったとき
障害基礎年金	初診日前に保険料納付済期間等が加入期間の3分の2以上ある方が、障害等級1級又は2級に該当する障害の状態になったとき
遺族基礎年金	被保険者又は老齢基礎年金受給権を有する方が死亡したときで、その方に扶養されていた18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間の子がいるとき

共済組合からの経過的給付(共済年金)

退職共済年金 (経過的職域加算額)	平成27年9月までに引き続き1年以上の共済組合の組合員期間を有している方に、上記「老齢厚生年金」の受給権が発生したとき
遺族共済年金 (経過的職域加算額)	平成27年9月までに引き続き1年以上の共済組合の組合員期間を有している方が死亡し、上記「遺族厚生年金」の受給権が発生したとき

(4) 老齢厚生年金等の計算基礎

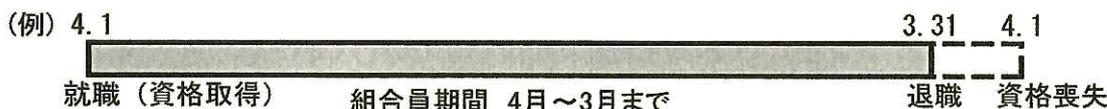
厚生年金は、年金の給付水準の伸びに現役世代の保険料負担能力の動きが反映されるよう、賃金や物価の変動だけで年金額を改定するのではなく、公的年金の被保険者数の減少率や平均余命の伸びを年金額に反映させる仕組み（マクロ経済スライド）により改定されます。

◆ 組合員（被保険者）期間

職員となった方は、その職員となった日から組合員（被保険者）の資格を取得し、退職または死亡した日の翌日に組合員の資格を喪失します。

組合員期間は、組合員となった日（資格取得日）の属する月から、退職または死亡した日の翌日（資格喪失日）の属する月の前月までの期間の年月数です。

なお、平成27年10月以降は被用者年金一元化により公務員も厚生年金に加入することとなりましたが、厚生年金適用期間のうち共済組合に加入していた期間は共済組合から、民間サラリーマンや退職後の短時間暫定再任用職員の期間等で共済組合に加入していなかった期間は日本年金機構から、それぞれ老齢厚生年金が決定・支給されます。



【期間等の表記について】

平成27年9月以前の公務員および公務員期間の名称は「組合員」および「組合員期間」でしたが、平成27年10月以降、一元化に伴い「被保険者」および「被保険者期間」に変更されました。

しかしながら、本資料においては説明のため、公務員および公務員として在職した期間を全て「組合員」および「組合員期間」と表記していますので、ご承知おきください。

◆ 平均標準報酬（月）額（※）の算定

次の算式により、計算します。

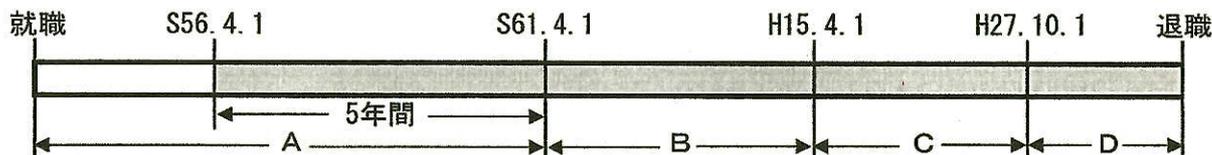
$$\begin{aligned} \text{平均給料月額} &= \frac{\text{昭和56年4月1日～昭和61年3月31日の平均給料月額} \times \text{A の期間月数} \\ \text{(H15. 3. 31以前)} &+ \text{B の各月の掛金の標準となった給料の総額}}{\text{A の月数} + \text{B の月数}} \end{aligned}$$

※平均給料月額は、平成27年10月以降、平均標準報酬月額とみなされます。

$$\begin{aligned} \text{平均給与月額} &= \frac{\text{C の各月の掛金の標準となった給料の総額} \\ \text{(H15. 4. 1以後)} &+ \text{C の掛金の標準となった期末手当等の総額}}{\text{C の月数}} \end{aligned}$$

※平均給与月額は、平成27年10月以降、平均標準報酬額とみなされます。

$$\begin{aligned} \text{平均標準報酬額} &= \frac{\text{D の標準報酬月額の総額} + \text{D の標準賞与額の総額}}{\text{D の月数}} \\ \text{(H27. 10. 1以後)} & \end{aligned}$$



(※) 平成27年10月の一元化に伴い、年金額の算定基礎となる「平均給与（給料）月額・期末手当等」が「平均標準報酬月額・標準賞与」に変更されました。

標準報酬の決定・改定

○資格取得時決定の対象

厚生年金の被保険者の資格を取得した人について、その資格を取得した日現在の報酬の額を報酬月額として標準報酬を決定します。

資格取得時決定により決定された標準報酬は、被保険者の資格を取得した日からその年の8月31日（6月1日から12月31日までの間に組合員の資格を取得した者については、翌年の8月31日）まで適用されます。

○定時決定の対象

毎年7月1日現在の被保険者である人について、同日前3月間（4月、5月、6月。以下「算定基礎月」という。）に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額として標準報酬を決定します。定時決定により決められた標準報酬月額はその年の9月から翌年8月まで使用されます。

○随時改定の対象

昇給、降給等により、被保険者の固定的給与に変動があり、かつ、継続した3月間（支払基礎日数が全て17日以上）に受けた報酬の総額を3で除して得た額（当該額に円位未満の端数が生じたときは、端数切捨て）を報酬月額として算定した標準報酬の等級と既に決定又は改定されている従来の標準報酬の等級に原則として2等級以上の差がある場合に随時改定を行うものとし、その翌月から標準報酬を改定します。

2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額のいずれも増額したかいずれも減額した場合に限られます。したがって、固定的給与は増額したが非固定的給与が減額したため報酬平均額が減額した場合又はその逆の場合には、随時改定は行いません。

報酬	固定的給与	↑	↑	↓	↓	↑	↓
	非固定的給与	↑	↓	↓	↑	↓	↑
報酬平均額		↑	↑	↓	↓	↓	↑
随時改定の有無		有	有	有	有	無	無

（↑または↑……増額、↓または↓……減額）

※. 変動の要因である「固定的給与」と変動の結果の「報酬平均額」の矢印が同じ向きするとき、随時改定が必要になります。

標準報酬等級表抜粋

標準報酬月額	報酬月額	標準報酬月額	報酬月額
88,000円	～93,000円未満	160,000円	155,000円～165,000円未満
98,000円	93,000円～101,000円未満	170,000円	165,000円～175,000円未満
104,000円	101,000円～107,000円未満	180,000円	175,000円～185,000円未満
110,000円	107,000円～114,000円未満	190,000円	185,000円～195,000円未満
118,000円	114,000円～122,000円未満	200,000円	195,000円～210,000円未満
126,000円	122,000円～130,000円未満	220,000円	210,000円～230,000円未満
134,000円	130,000円～138,000円未満	240,000円	230,000円～250,000円未満
142,000円	138,000円～146,000円未満	260,000円	250,000円～270,000円未満
150,000円	146,000円～155,000円未満	280,000円	270,000円～290,000円未満

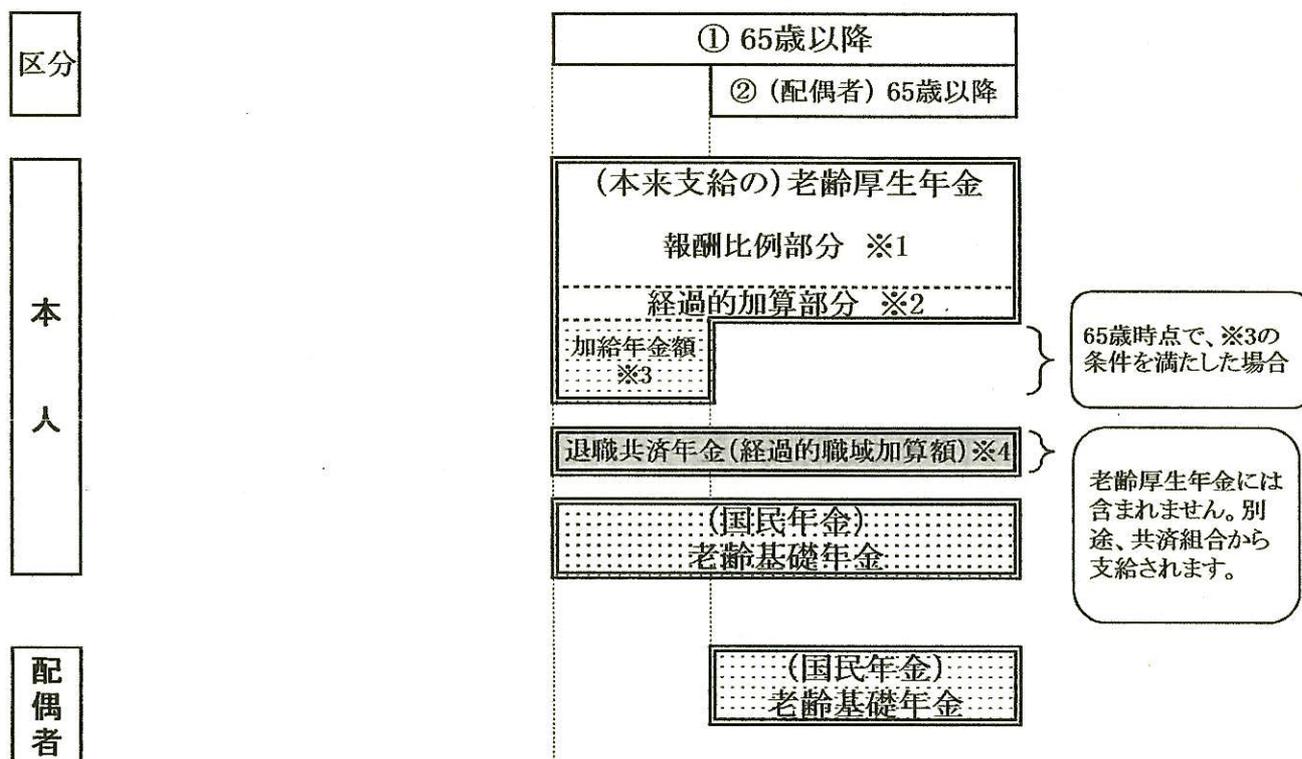
2 老齢厚生年金及び退職共済年金の支給について

(1) 老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）の支給開始年齢

◆ 老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）のしくみ

昭和36年4月2日以降に生まれた一般組合員、昭和42年4月2日以降に生まれた特定消防組合員及び厚生年金支給開始年齢の特例で1年以上の被保険者期間のある昭和41年4月2日以降に生まれた女性の方は、一定の要件を満たすと65歳到達により「老齢厚生年金」が発生し、国民年金の「老齢基礎年金」も併せて支給されます。

なお、平成27年9月までに組合員期間を有する場合は、経過措置として老齢厚生年金の支給に併せて「退職共済年金(経過的職域加算額)」が共済組合から支給されます。



※1 報酬比例部分

組合員期間並びに標準報酬月額及び標準賞与額に応じて算出される部分です。

※2 経過的加算部分

老齢基礎年金の額に反映されない組合員期間(20歳の誕生日から60歳の誕生日の前月まで以外の期間)について、同じ水準の額とするために加算される部分です。

※3 加給年金額

被保険者期間が20年以上で、年金受給権者により生計を維持している65歳未満の配偶者、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は20歳未満で障害等級の1級若しくは2級に該当する子を有する場合に加算されます。

※4 退職共済年金(経過的職域加算額)

平成27年9月までの組合員期間並びに標準報酬月額及び標準賞与額に応じて算出される共済年金独自に支給される年金です。

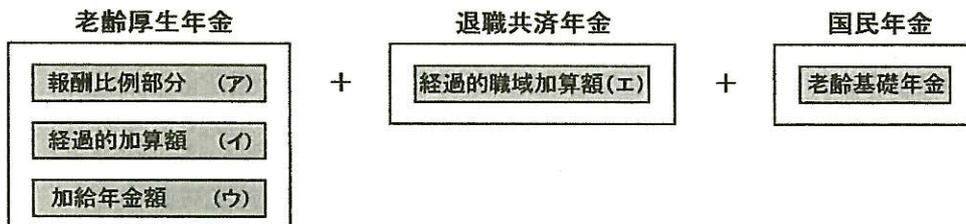
(2) 65歳からの老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)について

◆ 支給要件

- ① 組合員期間が1ヶ月以上（老齢厚生年金については平成27年9月までに引き続き組合員期間が1年以上）あること
- ② 65歳以上であること
- ③ 組合員期間等（組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間）が10年以上あること

◆ 年金額

老齢厚生年金、退職共済年金(経過的職域加算額)及び国民年金の「老齢基礎年金」が併せて支給されます。また、公務員共済組合の資格を喪失している場合には、退職等年金給付(参照20頁以降)も支給されます。



ア 報酬比例部分の額（下記参照）

イ 経過的加算額（下記参照）

ウ 加給年金額 …… 次ページ参照

エ 経過的職域加算額（下記参照）

◆ 年金額（報酬比例部分）(ア)

平成15年3月31日以前の組合員期間
平均標準報酬月額×給付乗率(7.125/1000)×平成15年3月31日以前の組合員期間の月数
平成15年4月1日以後の組合員期間
平均標準報酬額×給付乗率(5.481/1000)×平成15年4月1日以後の組合員期間の月数

○ 「経過的加算」の額(イ)

$\text{定額単価} \times 1 \times \text{組合員期間月数} \times 2 - (816,000 \text{円} \times 3 \times \text{組合員期間月数} \times 4 / 480 \text{月})$
※1 1,701円（令和6年度の額）
※2 480月を超える場合は、480月
※3 老齢基礎年金の満額支給額（令和6年度新規裁定者の額）
※4 20歳から60歳までの間の組合員期間

○ 退職共済年金(経過的職域加算額)(エ)

◆ 支給要件

- ① 平成27年9月前に引き続き組合員期間が1年以上あること（平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年9月以前の期間が1年未満でも該当します。）
- ② 上記「老齢厚生年金」の支給要件を満たすこと

◆ 年金額

平成15年3月31日以前の組合員期間
平均給料月額×給付乗率(※1)×平成15年3月31日以前の組合員期間の月数
(※1) 組合員期間が20年以上の場合は1.425/1000、20年未満の場合は0.713/1000
平成15年4月1日以後の組合員期間
平均給与月額×給付乗率(※2)×平成15年4月1日以後の組合員期間(※3)の月数
(※2) 組合員期間が20年以上の場合は1.096/1000、20年未満の場合は0.548/1000
(※3) 平成27年9月までの組合員期間

○ 「加給年金」の額

加給年金額 (令和6年度)	配偶者	子
	408,100円	2人目まで1人につき 234,800円 3人目から1人につき 78,300円

被保険者期間が20年以上ある方で、受給権発生(65歳到達)時に、その方によって生計を維

持している(※1) 次のような方がいるときは、加給年金額が加算されます。(※2)

- ・ 65歳未満の配偶者
- ・ 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある子
- ・ 20歳未満で障害等級1級又は2級の障害の程度にある子

(※1) 老齢厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円(所得655.5万円)未満と認められる方等です。

(※2) 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、1つの老齢厚生年金にのみ加算されますが、加算される老齢厚生年金は次の優先順位により決まります。

- ① 加給年金額の加算開始時期が最も早い老齢厚生年金
- ② 加入期間が最も長い老齢厚生年金

※ 加給年金額の支給停止

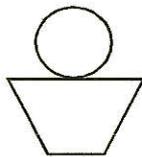
加給年金額の対象となっている配偶者が、一定の要件に該当する年金を受ける権利を有している場合。

「一定の要件に該当する年金」とは

- 退職共済年金／老齢厚生年金
(各被用者年金期間を合算して240月以上となる場合)
- 障害共済年金／障害厚生年金／障害基礎年金

(例)

夫



老齢厚生年金
受給者

妻



加給年金額対象者
(配偶者)

妻が厚生年金に加入(在職)中で、年収850万円未満
生計維持要件を満たしているので、夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算される。



妻が60歳となり、40年勤めた会社を退職
妻に算定基礎期間が240月以上の年金を受ける権利が発生した。



夫の老齢厚生年金に加算されている加給年金額は、支給停止される。

49歳以下の方

基礎年金番号 3313xxxxxx	私学共済の加入者番号
----------------------	------------

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金(a)			船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a + b + c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a + b + c + d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
40月	0月	0月	0月			
厚生年金保険(b)				309月	0月	309月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
8月	261月	0月	269月			

基準月までの公的年金制度の加入期間

- ・「第1号被保険者(未納月数を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

基準日までの期間と平均標準報酬等で算定された年金額

2. これまでの保険料納付額(累計額)と
これまでの加入実績に応じた年金額

(1) 国民年金
(2) 厚生年金保険
一般厚生年金期間
公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)
私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)
(1)と(2)の合計

保険料納付額(累計額)	
国民年金保険料(第1号被保険者)	448,800円
厚生年金保険料(被保険者負担額)	109,680円
	7,926,631円
	0円
	8,485,111円

加入実績に応じた年金額(年額)	
老齢基礎年金	500,708円
老齢厚生年金	9,056円
	651,279円
	0円
	1,161,043円

これまでの保険料納付額(累計額)について

- ・国民年金の保険料納付額は、加入当時の保険料額を基に参考として計算しています。また、厚生年金保険の保険料納付額(被保険者負担額)は、加入当時の標準報酬月額などと保険料率(掛金率)を基に参考として計算しています。
- ・国家公務員共済組合期間に係る保険料については、標準報酬制度の導入(昭和61年4月)以後の保険料納付額(国家公務員共済期間に通算された旧三公社共済期間が含まれている場合のその期間に係る保険料納付額は除きます。)のみを表示しています。
- ・地方公務員共済組合期間に係る保険料については、地方公務員共済組合内での掛金率が統一された平成元年12月以後の保険料納付額のみを表示しています。
- ・国家公務員共済から地方公務員共済へ異動した場合、又は、地方公務員共済から国家公務員共済へ異動した場合のそれぞれの共済期間に係る保険料納付額については、上記の条件により表示しています。

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ・これまでの加入実績(受給資格期間)のみを基に計算した年金額(年額)を表示しています。
- ・国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
- ・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による経過的加算額(共済年金) ※を含めて表示しています。
- ※被用者年金一元化前(平成27年9月以前)の退職共済年金(報酬比例部分)の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなり、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については、「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間(平成27年9月以前)については別途「経過的職域加算額(共済年金)」として共済組合から支給されます。
- ・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。
- ・旧三公社(J,R,J,T,N,T,T)共済組合または旧農林共済組合の加入記録がある場合や、加入記録の重複がある場合は老齢年金の見込額が表示されません。

50歳以上の方

基礎年金番号	私学共済の加入者番号
9430xxxxxx	

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

1. これまでの年金加入期間（老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。）

国民年金 (a)			船員保険 (C)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) (a+b+c)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者	国民年金 計 (未納月数を除く)				
12月	0月	12月	0月			
厚生年金保険 (b)				371月	0月	371月
一般厚生年金	公務員厚生年金 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険 計			
0月	359月	0月	359月			

- ・「第1号被保険者（未納月数を除く）」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以降の国民年金保険料の前納期間の月数も含めて表示しています。
- ・(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間（任意加入未納期間）」および「特定期間」の合計月数を教示しています。この任意加入未納期間の月数は参考であり、年金を請求するときに書類による確認が必要です。

基準日時点の標準報酬月額
などで60歳到達の日の属する
月の前月までの期間と平均
標準報酬等で算定した額

2. 老齢年金の種類と見込額（1年間の受取見込額）

受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	65歳～
(1) 国民年金				老齢基礎年金 722,706 円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金
一般厚生年金期間	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(経過的加算部分) 円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 1,217,576 円
	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(経過的加算部分) 253 円
	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 135,668 円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円	(報酬比例部分) 円
	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(定額部分) 円	(経過的加算部分) 円
	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円	(経過的職域加算額 (共済年金)) 円
1年間の受取見込額	円	円	円	2,076,203 円

- ・老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定して計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変動します。
- ・受給資格期間が120月に達していない場合や特定期間（※「時効消滅不整合期間に係る特定期間該当届出書」により、受給資格期間に算入される期間）、旧三公社（JR、JT、NTT）共済組合または旧農林共済組合の加入記録を有している場合や、加入記録の重複がある場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。
- ・国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
- ・平成27年9月までの加入実績に応じた改正前の国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による経過的職域加算額（共済年金）※を含めて表示しています。
※被用者年金一元化前（平成27年9月以前）の退職共済年金（報酬比例部分）の金額は、老齢厚生年金の給付乗率と同率で計算した金額に、別に定められた給付乗率を用いて計算した金額を加算したものとなり、この加算額を「職域加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間（平成27年10月以降）については「職域加算部分」が廃止されましたが、被用者年金一元化前の期間（平成27年9月以前）については別途「経過的職域加算額（共済年金）」として共済組合から支給されます。
- ・年金額は、年金加入記録に不備があることにより、表示していない場合がありますので、この場合は「一般厚生年金期間」についてはお近くの年金事務所に、「私学共済厚生年金期間」については日本私立学校振興・共済事業団にお問い合わせください。

(3)年金の繰上げ請求について

ア. 老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げについて

老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）は、60歳から65歳になるまでの間に繰り上げて受給することができます。また、特定消防組合員の方は、特別支給の老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）を、60歳から支給開始年齢になるまでの間に繰り上げて受給することができます。

なお、その場合は老齢基礎年金の繰上げも同時に行うこととなります。（次ページ参照）

○ 注意点

- ① 繰上げを選択すると、生涯変更できません。
- ② 厚生年金の被保険者期間中は、標準報酬等との調整により全額または一部が支給停止となる場合があります。（14ページ参照）
- ③ 繰上げ支給を選択しても加給年金額の加算は、65歳到達時となります。
- ④ 複数の老齢厚生年金の受給権を有することとなる場合は、全て同時に繰上げされます。

○ 繰上げ支給請求後の年金額の計算式

【繰上げによる減額率は、1月当たり0.4%です】

・ 繰上げ支給の老齢厚生年金の計算式

報酬比例部分

= 報酬比例部分 × (1 - 0.4% × 繰上げ請求月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数)

経過的加算部分

= 経過的加算部分 × (1 - 0.4% × 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数)

・ 繰上げ支給の退職共済年金（経過的職域加算額）の計算式

経過的職域加算額

= 経過的職域加算額 × (1 - 0.4% × 繰上げ請求月から特例支給開始年齢到達月の前月までの月数)

※ 昭和37年4月1日以前の生年月日の方の減額率は、1月あたり0.5%となります。

イ. 老齢基礎年金の全部繰上げ請求について

国民年金の老齢基礎年金についても、60歳以降、本来発生する65歳前までに支給の繰上げ請求を行うことができます。

なお、アの請求ができる方はそちらの請求も同時に行うこととなります。

○ 注意点

前頁の老齢厚生年金の繰り上げ請求する場合の注意点①が、老齢基礎年金を繰り上げ請求される場合の注意点となります。

○ 繰上げ支給請求後の年金額の計算式

・ 繰上げ支給の老齢基礎年金

$$= \text{老齢基礎年金} \times (1 - 0.4\% \times A)$$

A: 繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数

※ 昭和37年4月1日以前の生年月日の方の減額率は、1月あたり0.5%となります。

【老齢厚生年金の繰上げ請求と老齢基礎年金を全部繰上げ請求した場合の減額割合の目安】

生年月日 ()内は特定消防組合員	特例支給 開始年齢	繰上げ請求年齢					
		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	
(S34.4.2～S36.4.1)	繰上げしない 場合の 開始年齢	61歳	6%	—	—	—	—
		62歳	30%	24%	18%	12%	6%
(S36.4.2～S37.4.1)	繰上げしない 場合の 開始年齢	62歳	12%	6%	—	—	—
		63歳	30%	24%	18%	12%	6%
(S37.4.2～S38.4.1)	繰上げしない 場合の 開始年齢	63歳	9.6%	4.8%	—	—	—
		64歳	24%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
(S38.4.2～S40.4.1)	繰上げしない 場合の 開始年齢	64歳	14.4%	9.6%	4.8%	—	—
		65歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
(S40.4.2～S42.4.1)	繰上げしない 場合の 開始年齢	65歳	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%	—
		66歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
S36.4.2～S37.4.1	繰上げしない 場合の 開始年齢	66歳	30%	24%	18%	12%	6%
		67歳	30%	24%	18%	12%	6%
S37.4.2 以降 (S42.4.2 以降)	繰上げしない 場合の 開始年齢	68歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
		69歳	24.0%	19.2%	14.4%	9.6%	4.8%
分岐点(※)			77歳	78歳	79歳	80歳	81歳
参考:減額率が0.4%の場合の分岐点 (昭和37年4月2日以降生まれの方が対象)			81歳	82歳	83歳	84歳	85歳

表中の割合について

各欄内の記載については、上段については老齢厚生年金及び退職共済年金（経過的職域加算額）の繰上げ開始年齢ごとの減額の割合、下段については老齢基礎年金の繰上げ請求開始年齢ごとの減額の割合を記載しています。

※ 分岐点とは、通常に受け取った場合と繰上げた場合との年金額の累計額がほぼ同額となる年齢です。
なお、分岐点には個人差がありますので注意してください。

【参考】老齡基礎年金の算定等について

1 老齡基礎年金額の算定について

老齡基礎年金算定の基となる期間は、第1・2・3号被保険者期間です。

昭和36年4月以降の20歳から60歳に達する月の前月までの各公的年金制度の加入期間に基づいて計算されます。

受給資格期間は原則として10年です。

国民年金の被保険者区分は、次のとおりです。

- ① 第1号被保険者（学生、自営業者）
- ② 第2号被保険者（公務員、民間会社のサラリーマン等）
- ③ 第3号被保険者（昭和61年4月以降の第2号被保険者の被扶養配偶者）

65歳から支給される老齡基礎年金は、40年（480月）で年額816,000円（令和6年度新規裁定者水準）です。公的年金制度の加入歴が480月に満たない方は、未加入期間を算定に含めない仕組みとなっております。

○老齡基礎年金の算定方法は、

$$816,000 \text{ 円} \times \frac{\text{第1号期間} + \text{第2号期間} + \text{第3号期間}}{480 \text{ 月}} = \text{老齡基礎年金の額}$$

2 老齡基礎年金の全部繰り上げについて

老齡基礎年金は、60歳から繰り上げて受給することができます。請求の時期は60歳に達した以降であれば、月単位でどこのポイントからでも請求可能ですが、一旦請求すると取り消すことはできませんので注意が必要です。計算方法は、請求時点からの65歳に達する月の前月までの期間月数（差月数）に対して1月当たり0.4%が割り落とされます。昭和37年4月1日以前の生年月日の方は減額率が1月あたり0.5%となります。

全部繰り上げ計算式は、上記算定方法による額 $\times \{1 - (0.005 \times \text{差月数})\}$ で求めることができます。

例えば)

20歳から60歳まで480月の公的年金制度の加入のある方が、60歳から老齡基礎年金を全部繰り上げされた場合

本来65歳から受給する老齡基礎年金の額は、上記算定方法により

$$816,000 \text{ 円} \times (480 \text{ 月} \div 480 \text{ 月}) = 816,000 \text{ 円}$$

60歳からの繰り上げ額は、全部繰上計算式により

$$816,000 \text{ 円} \times \{1 - (0.004 \times 60 \text{ 月})\} = 620,160 \text{ 円}$$

(4) 65歳から支給される年金の支給開始の繰下げについて

65歳に到達したときに老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)の請求を行わず、66歳以降に請求及び繰下げの申出をしたときは、その申出をした翌月から、増額された年金額を受給することができます。

なお、繰下げを行う場合、年金の請求及び繰下げの申出をされるまでの間、老齢厚生年金及び退職共済年金(経過的職域加算額)が支給されませんのでご注意ください。

- 66歳に達する前に、障害給付(障害基礎年金は除く。)又は遺族給付の受給権者となったときは、繰下げの申出はできません。
- 66歳以降に障害給付(障害基礎年金は除く。)又は遺族給付の受給権者となったときは、その時点までを繰下げ期間として、繰下げを申し出るか、または65歳時に遡及して共済組合へ請求を行うか、いずれかを選択していただくこととなります。
- 繰下げ期間は、最長で10年間(本来支給の年金が65歳から発生する方は75歳まで)です。
- 繰上げ請求(10ページ参照)を行った方は、繰下げの申し出はできません。
- 複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、同時に繰下げを行うこととなります。

●繰下げ加算の額

受給権発生日(65歳誕生日の前日)の属する月から繰下げの申出をした日の属する月の前月までの月数(「繰下げ待機期間」、上限120月)に応じて、0.7%ずつ増額します。

ただし、繰下げ待機期間中に在職中による年金額の全部又は一部が支給停止となった場合や所得により年金額の一部が支給停止となった場合には、支給停止されていた額を除いて繰下げ加算額を計算します。

●計算式(共済組合からの年金額)

老齢厚生年金

繰下げ加算額A = (報酬比例部分 × 平均支給率(※1) + 経過的加算の額) × 増額率(※2)

※1 平均支給率 = 月単位での支給率(※3)の合計 ÷ 繰下げ待機期間

※2 増額率 = 繰下げ待機期間 × 0.7%

※3 月単位での平均支給率 = 1 - (支給停止額 ÷ 報酬比例部分)

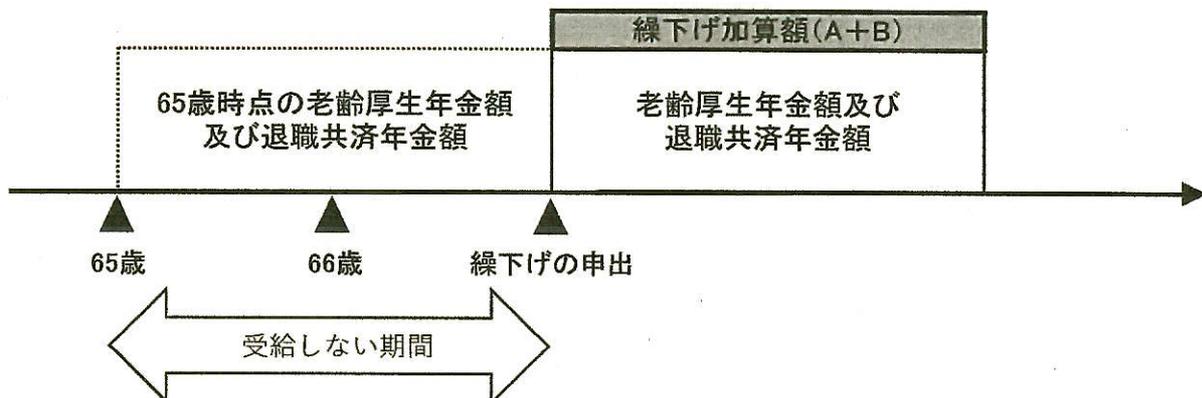
退職共済年金(経過的職域加算額)

繰下げ加算額B = (経過的職域加算額 × 平均支給率(※1)) × 増額率(※2)

※1 平均支給率 = 月単位での支給率(※3)の合計 ÷ 繰下げ待機期間

※2 増額率 = 繰下げ待機期間 × 0.7%

※3 月単位での平均支給率 = 組合員期間に該当し、支給停止の月は0、それ以外は1。



3 受給開始後に年金が改定又は停止になるとき

(1) 加給年金額の対象となっている配偶者又は子に異動があったとき

加給年金額の対象者となっている配偶者又は子が、次のいずれかに該当することになった場合は、その配偶者又は子について加給年金額が加算されなくなり、年金額が改定されます。

ア. 死亡したとき

イ. 年金受給権者によって生計維持されている状態ではなくなったとき

ウ. 配偶者が年金受給権者と離婚又は婚姻の取り消しをしたとき

エ. 配偶者が65歳に到達したとき

オ. 子が養子縁組によって年金受給権者の配偶者以外の者の養子になったとき

カ. 養子縁組による子が、離縁をしたとき

キ. 子が、婚姻をしたとき

ク. 子が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき(障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある子の場合は20歳に到達したとき。)

ケ. 障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子について、その事情がなくなったとき(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を除く。)

配偶者がご自身の公的年金を受ける権利を有したとき(算定基礎期間が20年以上となる場合)は、加給年金額が停止されます(7ページ参照)。

(2) 再就職したとき

老齢厚生年金の受給権者が、市町村役場や民間会社などに再就職し、下記の要件に該当した場合には、年金額の一部が支給停止されます。

ア. 70歳未満の方が厚生年金保険に加入する場合(公務員、私立学校教職員を含む。)

イ. 70歳以上の方が厚生年金保険適用事業所に勤務する場合(公務員、私立学校教職員を含む。)

ウ. 国会議員又は地方議会議員となった場合

なお、退職共済年金(経過的職域加算額)及び退職等年金給付については、公務員在職中である間は全額停止となり、民間企業や私立学校に在職中である間は全額支給されます。

また、老齢基礎年金については、支給停止されません。

A. 総報酬月額相当額(注1)と基本月額(注2)との合計額が50万円(注3)以下の場合

支給停止額 = 0円(全額支給)

B. 総報酬月額相当額(注1)と基本月額(注2)との合計額が50万円(注3)を超える場合

支給停止額 = $\frac{(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 50\text{万円})}{2} \times 12\text{月}$

(注1) 総報酬月額相当額は「① 標準報酬月額等」と「② 過去1年間の賞与等の総額の1/12」の合算額

① 標準報酬月額等 (上限は650,000円、下限は88,000円)

- 厚生年金保険法の規定による標準報酬月額
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による歳費月額
- 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による議員報酬の月額に相当する額として 総務省令で定めるところにより算定した額

② 過去1年間の賞与等の総額の1/12

(各月の賞与等が150万円を超えるときは、それぞれ150万円。)

- 組合員であった期間の掛金の標準となった期末手当等の額
- 厚生年金保険法の規定による標準賞与額
- 私立学校教職員共済法の規定による標準賞与額
- 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による期末手当の額
- 地方公共団体の議会の議員の地方自治法の規定による期末手当の額

(注2) 基本月額とは老齢厚生年金の年額(加給年金額・経過的加算額・繰下げ加算額を除く。)の1/12の額

※複数の老齢厚生年金を有する場合、合算した額

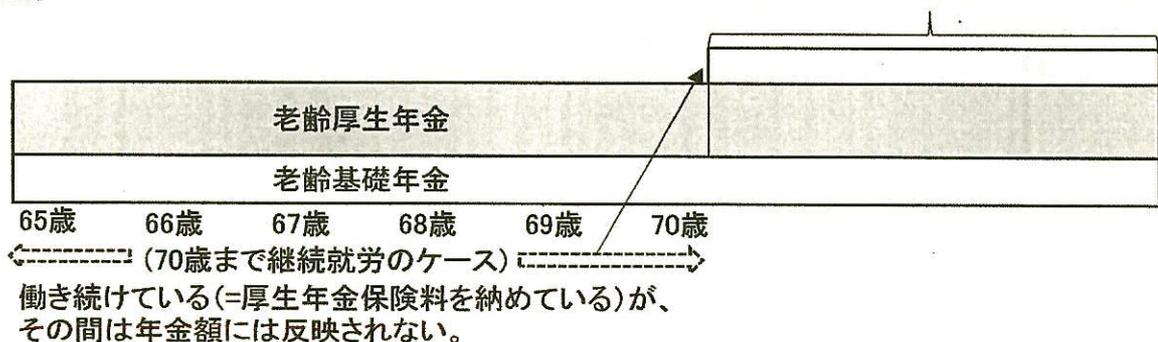
(注3) 50万円は令和6年度の額。賃金や物価の変動により改定されることがあります。

(3) 在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上)の年金額の毎年改定

従前は、老齢厚生年金の受給権者(65歳以上)が就労していた場合、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に老齢厚生年金の額を改定することとされていたが、本

従前

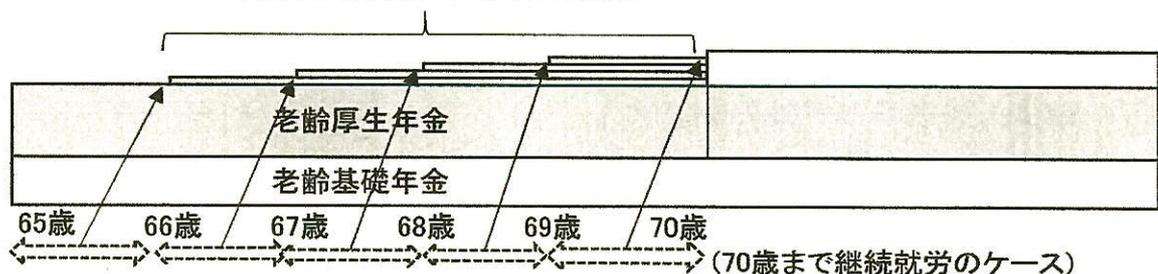
資格喪失時の改定による年金増額分



令和4年4月から

資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、在職中であっても年金額の改定を定時(毎年1回)に行います。

在職定時改定による年金増額分



4 老齢厚生年金以外の年金について

(1) 障害厚生年金

◆障害厚生年金の支給要件

障害厚生年金は、一定の保険料納付要件(※)を満たした方が、組合員期間中に初診日のある傷病により、次のいずれかの要件に該当したときに支給されます(在職中でも支給されます)。

- ① 障害認定日(初診日から1年6月を経過した日又はその前に傷病が治った場合は治った日又はその症状が固定し、治療の効果が期待できない状態になった日)に障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態にあるとき。
- ② 障害認定日に障害等級が1級から3級に該当する程度の障害の状態になかった方が、その後65歳に達する日の前日までの間に1級から3級に該当する程度の障害の状態になったとき(事後重症制度)。

(※) 次の保険料納付要件のいずれかを満たしている必要があります。

- ① 国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、保険料を納めていなければならない期間(20歳から初診日のある月の前々月までの期間)の3分の2以上あること。
- ② 初診日が令和8年3月31日以前の場合は、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。

なお、障害厚生年金決定後に受給権者の障害の程度が増進した場合にその方から請求があったとき、又は障害の程度が減退したときには、その変わった障害の程度に応じて、障害厚生年金の額が改定されます。

また、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が減退して障害等級に該当しなくなったときは、65歳に達するまでは障害厚生年金の支給は停止されたままですが、該当しなくなってから3年を経過し、かつ、65歳になったとき若しくは65歳以降に障害等級に該当しなくなってから3年を経過したときは、障害厚生年金の受給権が消滅します。

◆障害等級が1級又は2級に該当する場合について

- ① 障害厚生年金の受給権が発生した以後において、その方によって生計を維持している(※)配偶者がいるときは、加給年金額が加算されます。
- ② 国民年金から障害基礎年金を併せて受給することができます。なお、令和6年度新規裁定者の障害基礎年金の年金額は、障害等級が1級の場合は、1,020,000円、2級の場合は、816,000円です。また、その方によって生計を維持している(※)子がいるときは、子の加算額が加算されます。
(配偶者、子の要件については、16ページ参照)

※ 障害厚生年金の受給権者と生計を共にしている方のうち収入金額が年額850万円(所得655.5万円)未満と認められる方です。

障害厚生年金 の加給年金額 (令和6年度)	配偶者
	234,800円

障害基礎年金 における 子の加算額 (令和6年度)	子
	2人目まで 1人につき234,800円 3人目から 1人につき 78,300円

(2) 遺族厚生年金及び遺族共済年金（経過的職域加算額）

○遺族厚生年金

◆支給要件

遺族厚生年金は、組合員又は組合員であった方が次のいずれかに該当したときに、その方によって生計を維持していた遺族に支給されます。

- ① 在職中に死亡したとき。
- ② 退職後に、被保険者期間中の間の傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
- ③ 障害等級が1級若しくは2級の障害厚生（共済）年金又は従前の障害年金の受給権者が死亡したとき。
- ④ 受給資格期間25年以上の老齢厚生年金（退職共済年金）の受給権を有する方または被保険者期間が25年以上ある方が死亡したとき。

※①又は②に該当する場合、併せて、次の保険料納付要件のいずれかを満たしている必要があります。

- ① 国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせた期間が、保険料を納めていなければならない期間（20歳から死亡日のある月の前々月までの期間）の3分の2以上あること。
- ② 死亡日が令和8年3月31日以前の場合は、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料未納期間がないこと。

◆遺族の範囲

遺族厚生年金の受給権者となり得る生計を維持していた遺族とは、次の方々です。

- ① 配偶者と子（夫の場合は55歳以上、子の場合は18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の子、または障害等級が1級又は2級の障害状態にある20歳未満の子に限ります。）
- ② 父母（55歳以上に限ります。）
- ③ 孫（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の孫、または障害等級が1級又は2級の障害状態にある20歳未満の孫に限ります。なお、その親と生計を共にしている場合は、遺族に該当しません。）
- ④ 祖父母（55歳以上に限ります。）

（注）遺族が2人以上いる場合には、①から④の順序で遺族厚生年金を支給することとされており、次順位に該当する場合は受給権を得られません。

遺族厚生年金を受給する方が子又は子と生計を共にする配偶者であるときは、国民年金の遺族基礎年金が併せて支給されます。

また、遺族厚生年金を受給している妻に遺族基礎年金が支給されないときは、妻が40歳から65歳になるまでの間、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算（※1）が加算（※2）されます。

なお、中高齢寡婦加算を受けている妻が65歳に達すると中高齢寡婦加算は終了しますが、昭和31年4月1日以前に生まれた妻の場合には、65歳以上になっても生年月日に応じて遺族厚生年金に経過的寡婦加算が加算されます。

（※1）令和6年度は612,000円が加算されます。

（※2）複数の遺族厚生年金の受給権を有することとなる場合は、加入期間が最も長い遺族厚生年金にのみ加算されます。また、支給要件④により支給される遺族厚生年金の場合は、被保険者期間が240月以上であるときに限り加算されます。

○遺族共済年金（経過的職域加算額）

◆支給要件

平成27年9月までの組合員期間を1年以上有する方が死亡し、上記「遺族厚生年金」の受給権が発生したとき

5 老齢厚生年金以外の年金を受けるとき

現在の年金制度では、「1人1年金」が原則です。給付事由(老齢・障害・遺族)の異なる年金を2つ以上受けられるときは、原則として1つの年金を選択し、他の年金は支給停止されます。

ただし、特例により複数の年金を受給できる場合もあります。

なお、年金額の改定等により、支給停止となっている年金を受給した方が有利な場合は、将来に向かって選択の変更ができることになっています。

- ① 老齢厚生年金と老齢基礎年金 両方受給できます。

老齢厚生年金	+	老齢基礎年金
--------	---	--------

- ② 老齢厚生年金と障害給付(及び障害基礎年金)

65歳未満 …… 年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。

老齢厚生年金	又は	障害厚生年金(又は障害共済年金)
		障害基礎年金

65歳以上 …… A、B、Cの受給方法のうちいずれか1つを選択することになります。

(例)

老齢厚生年金 (65歳改定後)	又は	障害厚生年金	又は	老齢厚生年金 (65歳改定後)
老齢基礎年金		障害基礎年金		障害基礎年金
A		B		C

- ③ 老齢厚生年金と遺族給付(及び遺族基礎年金)

65歳未満 …… 年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。

老齢厚生年金	又は	遺族厚生年金	} 同一給付事由の場合
		遺族基礎年金	

65歳以上 …… 自分自身の老齢厚生年金と老齢基礎年金を全額受給します。

遺族厚生年金は、下図(ア、イ、ウ)の中で最も多い額と老齢厚生年金との差額が支給されます。

(例)			
老齢厚生年金	遺族厚生年金	遺族厚生年金の2/3	➔
老齢基礎年金	老齢基礎年金	老齢厚生年金の1/2	
ア	イ	ウ	
			遺族厚生年金(差額)
			老齢厚生年金(全額)
			老齢基礎年金(全額)

※ 上記ウの計算方法は受給権者が配偶者である場合に限ります。

- ④ 老齢厚生年金と旧年金(昭和61年以前に受給権が発生した旧障害年金, 旧遺族年金)

年金額を比較し、どちらか一方の年金を選択することになります。

老齢厚生年金	又は	旧障害年金
老齢厚生年金	又は	旧遺族年金

6 年金の支給と税金等

(1)年金の支給日

年金は給付事由の生じた月の翌月分から、その事由がなくなった月の分までが支給されます。

年金の支払月は、国民年金制度と同様に次のとおり年6回で、偶数月の15日です。なお、15日が土曜日、日曜日又は祝日（金融機関休業日）のときは、前営業日に支給されます。

支給日	支払月分
2月15日	12月、1月分
4月15日	2月、3月分
6月15日	4月、5月分
8月15日	6月、7月分
10月15日	8月、9月分
12月15日	10月、11月分

(2)年金と所得税

老齢厚生年金は、所得税法上「雑所得」として扱われ課税の対象になります。

また、次の年金収入額（年額）がある場合は所得税が源泉徴収される対象となり、一定の要件に該当する場合は確定申告が必要です。

- ・ 65歳未満… 108万円以上
- ・ 65歳以上… 80万円（老齢基礎年金が発生しない方は158万円）以上

源泉徴収対象者は、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（※）を共済組合へ提出することにより、基礎的控除額（公的年金等控除額と基礎控除相当額）と人的控除額が受けられます。平成31年度の税制改正により、令和2年1月から公的年金等の源泉徴収の見直しが行われました。申告書を提出されなくてもご本人の基礎控除を行うこととなります。本人以外の人的控除や障害者控除等を受けるためには申告書の提出が必要となります。

なお、障害厚生年金、遺族厚生年金は非課税です。

（※）平成28年以降は当該申告書に個人番号（マイナンバー）の記載が必須となります。

(3)確定申告について

公的年金については年末調整がないため、下記に該当し、源泉徴収された所得税を精算するときは最寄りの税務署等で確定申告をする必要があります。

- ・ 社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除等の控除を受ける場合
- ・ 年の途中で扶養親族に異動があった場合
- ・ 年金以外に収入がある場合
- ・ 2つ以上の公的年金支払者等に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している場合
- ・ 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出していない場合
- ・ その他、何らかの理由で税金を納めすぎた場合

年金支給額に係る源泉徴収票は、翌年の1月末までに送付します。源泉徴収票は、確定申告をする際に必要となります。

なお、公的年金等の収入金額の合計が年間400万円以下で、かつ、公的年金以外の所得金額が年間20万円以下である場合には、確定申告は不要ですが、この場合であっても、所得税の還付を希望する場合は、確定申告を行うことができます。

7 退職等年金給付について

被用者年金の一元化により、職域年金相当部分は廃止されると同時に、地方公務員の退職給付の一部として新たに「退職等年金給付」が創設されました。

「退職等年金給付」の概要は次のとおりです。

○退職年金

◆支給要件

① 平成27年10月以降に1年以上の引き続き組合員期間を有すること（平成27年10月をまたいで引き続き1年以上の組合員期間を有する場合は、平成27年10月以降の期間が1年未満でも該当します。）

② 65歳以上であること

③ 退職していること

※ 65歳前に繰り上げること、70歳まで繰り下げることできます。

◆支給形態

- ・半分は有期年金、半分は終身年金として支給されます。
- ・有期年金は10年、20年、一時金の中から希望する支給期間を選択することができます。
- ・受給権者が死亡した場合、終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。

○公務障害年金

◆支給要件

・公務上の事由による病気やケガにより、初めて医師の診断を受けた日（平成27年10月1日以降に限ります。）から1年6月を経過した時点において、障害等級1～3級に該当する程度の障害になったとき

◆支給形態

・終身年金。ただし在職中は全額支給停止されます。

○公務遺族年金

◆支給要件

次のいずれかに該当したとき、遺族に支給されます。

① 組合員が、公務上の事由による病気やケガで死亡したとき

② 組合員であった方が、組合員であった間に初診日がある公務による病気やケガで、初診日から5年を経過する日前に死亡したとき

③ 障害等級が1級又は2級に該当する公務障害年金の受給権者が、その公務障害年金の原因となった病気やケガで死亡したときなど

◆支給形態

・終身年金

○ 退職年金

退職年金は、給付算定基礎額の半分を終身退職年金、残り半分を有期退職年金として受給する仕組みです。

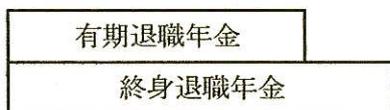
終身退職年金と有期退職年金は、同時に請求しなければいけません。

有期退職年金の支給期間は原則20年（240月）ですが、10年（120月）または一時金として受給することも選択できます。

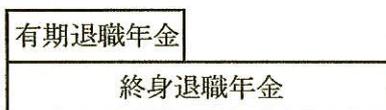
ただし、有期退職年金を10年または一時金で受け取るための申出は、退職年金の給付事由が生じた日から6月以内に限られます。また、終身退職年金の請求と同時に進行しなければいけません。支給開始後の変更は行えません。

【退職年金の選び方】

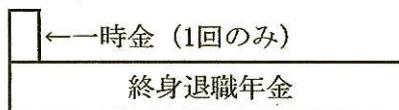
① 終身退職年金と
有期退職年金（20年）



② 終身退職年金と
有期退職年金（10年）

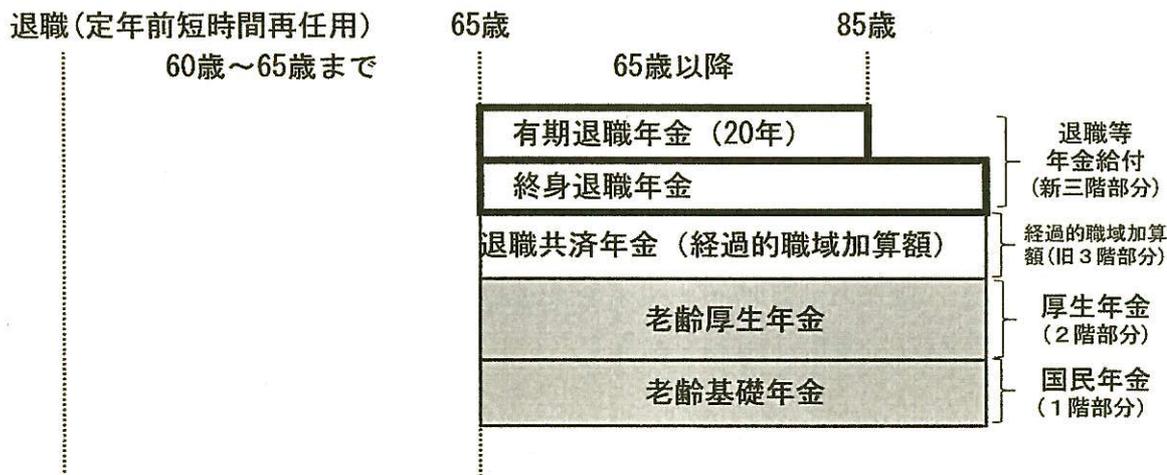


③ 終身退職年金と
有期退職年金一時金



※ ②か③を選ぶ場合、退職年金の給付事由が生じた日から6月以内の申出が必要です。

◆退職年金を含めた一般的な受給のイメージ



◆ 支給要件

- ① 平成27年10月以降に1年以上の引き続く組合員期間を有すること
- ② 65歳以上であること
- ③ 退職していること

◆ 終身退職年金の年金額

$$\text{終身退職年金算定基礎額} (\times) \div \text{受給権者の年齢に応じた終身年金現価率}$$

※ 終身退職年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 1/2（組合員期間が10年未満の場合は1/4）

◆ 有期退職年金の年金額

有期退職年金算定基礎額 (※1) ÷ 支給残月数 (※2) に応じた有期年金現価率

※1 有期退職年金算定基礎額 = 給付算定基礎額 × 1/2 (組合員期間が10年未満の場合は1/4)

※2 支給残月数 = 240月または120月 - 当該年の9月分までの有期退職年金の支給月数

◆ 有期退職年金を一時金で受給する場合の額

一時金額 = 給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額

※有期退職年金を一時金で受給された場合には、所得税法上「退職手当」として扱われることとなります。所得税法上「退職手当」として扱われる一時金を受給した場合で「退職手当の受給に関する申告書」を提出していない場合は、一時金の支給額に対して20.42%の所得税を源泉徴収されるため、確定申告が必要となります。課税年度などの詳細については、退職等年金給付請求時にご案内いたします。

◆ 有期退職年金の支給月数の選択または一時金の請求期限

前ページのとおり、有期退職年金の支給月数 (240月または120月) の選択および有期退職年金を一時金として受給する申出は、退職年金の給付事由が生じた日から6月以内に退職年金の請求と同時に行う必要があります。

この期間内に申出などがなかったとき有期退職年金の支給月数は、240月として決定されます。

◆ 遺族一時金

組合員または組合員であった方 (有期退職年金の受給権者を含む。) が有期退職年金の支給期間が終了する前に死亡した場合 (まだ有期退職年金が支給されていない場合を含む。) には、残りの支給期間に係る有期退職年金算定基礎額に相当する額が、遺族一時金としてその方の遺族に支給されます。

有期退職年金の受給権者が死亡したときの遺族一時金の額

一時金額 = 死亡日における有期退職年金額 × 死亡日における支給残月数に応じた有期年金現価率

退職年金受給前に死亡したときの遺族一時金の額

一時金額 = 死亡日における給付算定基礎額 × 1/2 (注)

(注) 組合員である間に死亡した場合は、組合員期間が10年未満であっても1/2で計算されます。組合員であった方 (退職された方) が死亡し、かつ、組合員期間が10年未満の場合は1/4で計算されます。

退職等年金給付の遺族一時金は、相続税法上の相続財産として扱われ課税の対象となります。

給付算定基礎額残高通知書

(5年 4 月 ~ 6年 3月)

様

(862300xxxxxxxx)

単位円

(入金)期	標準報酬月額	付与額	利息	給付算定基礎額残高
前年度末				627 623
4月	380 000	5 700	10	633 333
5月	380 000	5 700	10	639 043
6月	1 180 000	17 700	10	656 753
7月	380 000	5 700	10	662 463
8月	380 000	5 700	11	668 174
9月	380 000	5 700	11	673 885
10月	380 000	5 700	39	679 624
11月	380 000	5 700	39	685 363
12月	1 180 000	17 700	39	703 102
1月	380 000	5 700	41	708 843
2月	380 000	5 700	41	714 584
3月	380 000	5 700	41	720 325

※ 「標準報酬月額」欄には、同月に受けた期末手当等の額を含みます

区分	給付算定基礎額残高	有期退職年金算定基礎額	終身退職年金算定基礎額
前年度末	627 623		
付与額累計	92 400		
利息額		302	
今回通知	702 325		
給付算定基礎額等合			
年金払い退職給付加入期間	8年 6月		
付与率	令和 5年 4月 ~ 令和 6年 3月	1.500%	
	平成 年 月 ~ 令和 年 月	%	
基準利率(年率)	令和 5年 4月 ~ 令和 5年 9月	0.020%	
	令和 5年 10月 ~ 令和 6年 3月	0.070%	

基礎年金番号 9430xxxxxx

作成日

令和 6年 4月 26日

定年延長と共済制度適用

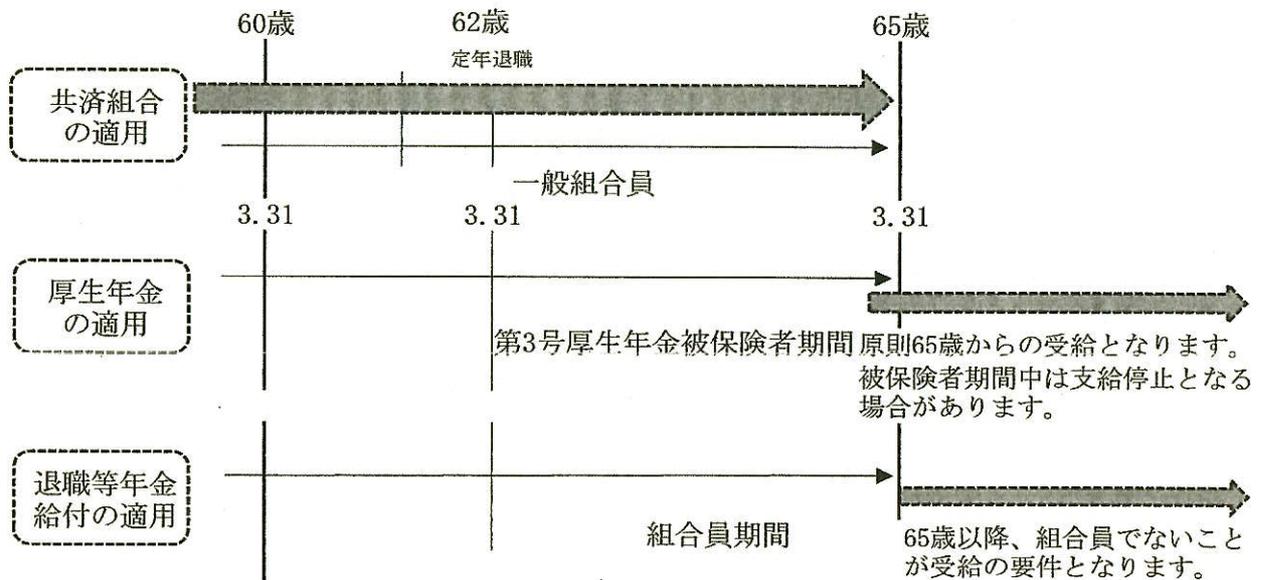
○ 定年年齢の段階的な引上げ

	令和4年度まで	令和5年度～ 6年度	令和7年度～ 8年度	令和9年度～ 10年度	令和11年度～ 12年度	令和13年度～
定 年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
生年月日	S38.4.1以前	S38.4.2～ S39.4.1	S39.4.2～ S40.4.1	S40.4.2～ S41.4.1	S41.4.2～ S42.4.1	S42.4.2以降

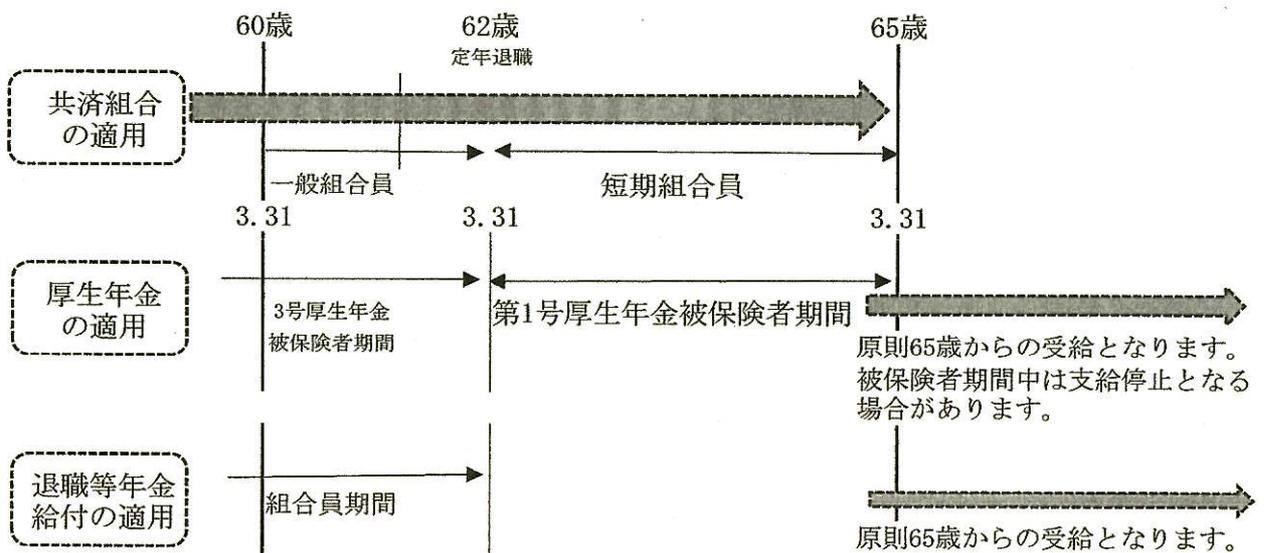
○ 60歳以降の働き方で共済組合の適用や年金が変わります

S39.4.2～S40.4.1生まれの62歳定年の場合

例1 定年年齢後も暫定フルタイム再任用で65歳まで働かれる場合



例2 定年年齢後短時間会計年度任用職員で65歳まで働かれる場合



※老齢厚生年金は、昭和36年4月2日以降に生まれた一般組合員は65歳からの受給が原則となりますが、60歳から75歳までの間に繰り上げ、又は繰り下げて受給することができます。詳しくは、年金制度の項目で説明します。

8 退職後の医療給付について

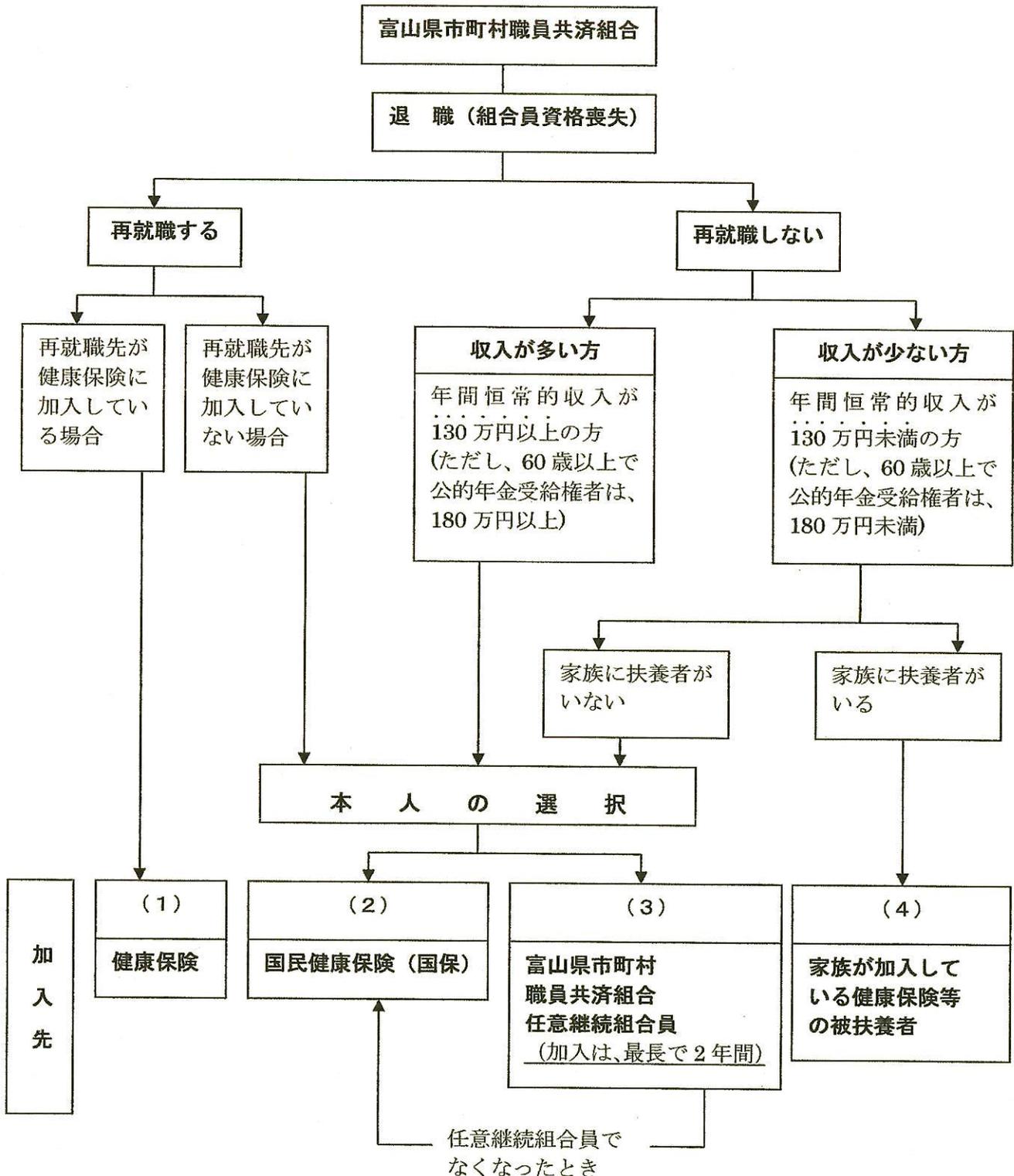
市町村を退職されると組合員の資格がなくなります（再任用職員、会計年度任用職員に採用された場合には資格は継続）ので、年金などを除いては、原則として共済組合からの給付はなくなります。

しかし、任意継続組合員に加入すると、退職後も在職中と同じように短期給付や福祉事業（貯金、貸付は除く）が適用されます。

退職後の給付については、任意継続組合員になる場合とそうでない場合で異なります。

退職後の健康保険制度

「国民皆保険」となっていますので、いずれかの保険制度に加入することになります。



任意継続組合員制度

① 加入条件

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方で、退職後20日以内に希望（任意）した方

② 加入期間および給付内容

加入期間は2年間です。（途中脱退も申出により可能です。）

給付については、在職中と同様の短期給付（介護休業手当金等を除く）が受けられます。

また、人間ドックなども利用することができます。

なお、在職中からの被扶養者はそのまま扶養認定となります。ただし、任意継続組合員となった後に、新たな扶養認定はできません。

③ 掛金の計算（概算）

(1) 退職時の掛金の標準となる標準報酬月額

(2) 共済組合定款で定める標準報酬月額（380,000円）

—計算方法—

(1)と(2)を比較してどちらか少ない標準報酬月額 × (短期の掛金率 + 介護保険の掛金率) = 掛金
(月額)

※令和6年4月から定年年齢が65歳になるまでの間については上記の計算方法を用いますが、定年年齢が65歳に移行後は退職時の掛金の標準となる標準報酬月額のみにより算定される方法のみとなります。

<参 考>

令和6年度の短期の掛金率 88.22 / 1000

令和6年度の介護保険の掛金率 17.8 / 1000

国民健康保険との比較（令和6年度の比較）

区 分	任 意 継 続 組 合 員	国 民 健 康 保 険 の 被 保 険 者
保 険 料 最 高 額	月額40,287円×12月 =483,444円	医療分 年額 650,000円 後期高齢者支援金分 年額 240,000円 介護分 年額 170,000円 合計 年額 1,060,000円 ※各市町村において最高限度額は異なります。
医 療 費 の 割 合	組合員 入院・外来 3割負担 家族 入院・外来 3割負担	加入者 入院・外来 3割負担 (退職者医療制度) 本人 入院・外来 3割負担 家族 入院・外来 3割負担

④ 任意継続組合員の資格がなくなる（喪失する）とき

次の(1)～(5)に該当する場合はその翌日((4)に該当する場合はその日)から資格を喪失します。

(1) 任意継続組合員となった日から2年を経過したとき。

(2) 死亡したとき。

(3) 掛金を払い込まなかったとき。

(4) 健康（船員）保険の被保険者や他の法律に基づく共済組合の組合員となったとき。

(5) 任意継続組合員でなくなることを共済組合に申し出た場合で、その月の末日となったとき。

※国民健康保険への加入またはご家族の被扶養者となる場合は(5)の取扱いとなります。